二　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準
イ　プラスチック使用製品産業廃棄物等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
ロ　積替施設を有する場合にあっては、プラスチック使用製品産業廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
三　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設に係る基準
イ　プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分に適する施設であること。
ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
ハ　廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る同項の規定による許可（同法第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、同項の規定による許可）を受けたものであること。
ニ　保管施設を有する場合にあっては、搬入されたプラスチック使用製品産業廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（認定再資源化事業計画の認定証）

第三十一条　主務大臣は、法第四十八条第三項の認定又は法第四十九条第一項の変更の認定をしたときは、同条第二項若しくは第三項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定の年月日及び認定番号
三　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分の用に供する施設の名称及び所在地
四　認定再資源化事業計画に法第四十八条第一項第二号の排出事業者又は同条第二項第六号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

（認定再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船の表示等）

第三十二条　認定再資源化事業者（認定再資源化事業計画に法第四十八条第二項第五号及び第六号に規定する者が記載されている場合にあっては、当該者を含む。次項において同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて認定再資源化事業計画に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行うときは、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の用に供する運搬車又は運搬船である旨を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。

2　認定再資源化事業者は、運搬車又は運搬船を用いて認定再資源化事業計画に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

一　前条に規定する認定証の写し
二　運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

（認定再資源化事業計画の変更の認定の申請）

第三十三条　法第四十九条第一項の変更の認定を受けようとする認定再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定の年月日及び認定番号
三　変更の内容
四　変更の理由
五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更）

第三十四条　法第四十九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第四十八条第二項第六号に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの
イ　氏名又は名称の変更
ロ　プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
二　法第四十八条第二項第七号に掲げる施設の変更
三　法第四十八条第二項第八号に規定する施設の変更（保管施設に係る変更に限る。）

（認定再資源化事業計画の軽微な変更の届出）

第三十五条　法第四十九条第二項の届出は、その実施の日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定の年月日及び認定番号
三　変更の内容
四　変更の理由
五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定再資源化事業者の氏名等の変更の届出）

第三十六条　法第四十九条第三項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二十七条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定の年月日及び認定番号
三　変更の内容
四　変更の理由
五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定再資源化事業者の廃止の届出）

第三十七条　認定再資源化事業者は、認定再資源化事業計画に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（再資源化事業の実施の状況に関する報告）

第三十八条　認定再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定再資源化事業計画に係る再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定の年月日及び認定番号
三　当該一年間に収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び種類ごとの重量
四　当該一年間にプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化により得られた物の種類ごとの重量、利用者及び利用方法
五　当該一年間に収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等のうち再資源化されずに廃棄物として処理された物の種類ごとの重量及びその処理を行った者

（身分を示す証明書）

第三十九条　法第五十六条第四項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。